

## 第5章 計画の推進

プランの推進は、あらゆる分野と密接な関わりを持つことから、これらの取り組みを総合的かつ効果的に推進するため、市の推進体制の整備・充実、市民、事業所、各種団体等と連携を図りながら取り組んでいくことが重要です。

このため、進捗状況の把握や各所管課で実施する施策の推進に男女共同参画の視点を反映させると共に、研修などを通して男女共同参画意識の普及啓発を図っていきます。

### 1 市役所内の推進体制の整備

男女共同参画の施策を総合的・効果的に推進するため、職員で構成する「男女共同参画推進委員会」等を設置し、施策の推進に努めます。

また、職員の意識啓発を実施し、職場内の男女共同参画を推進します。

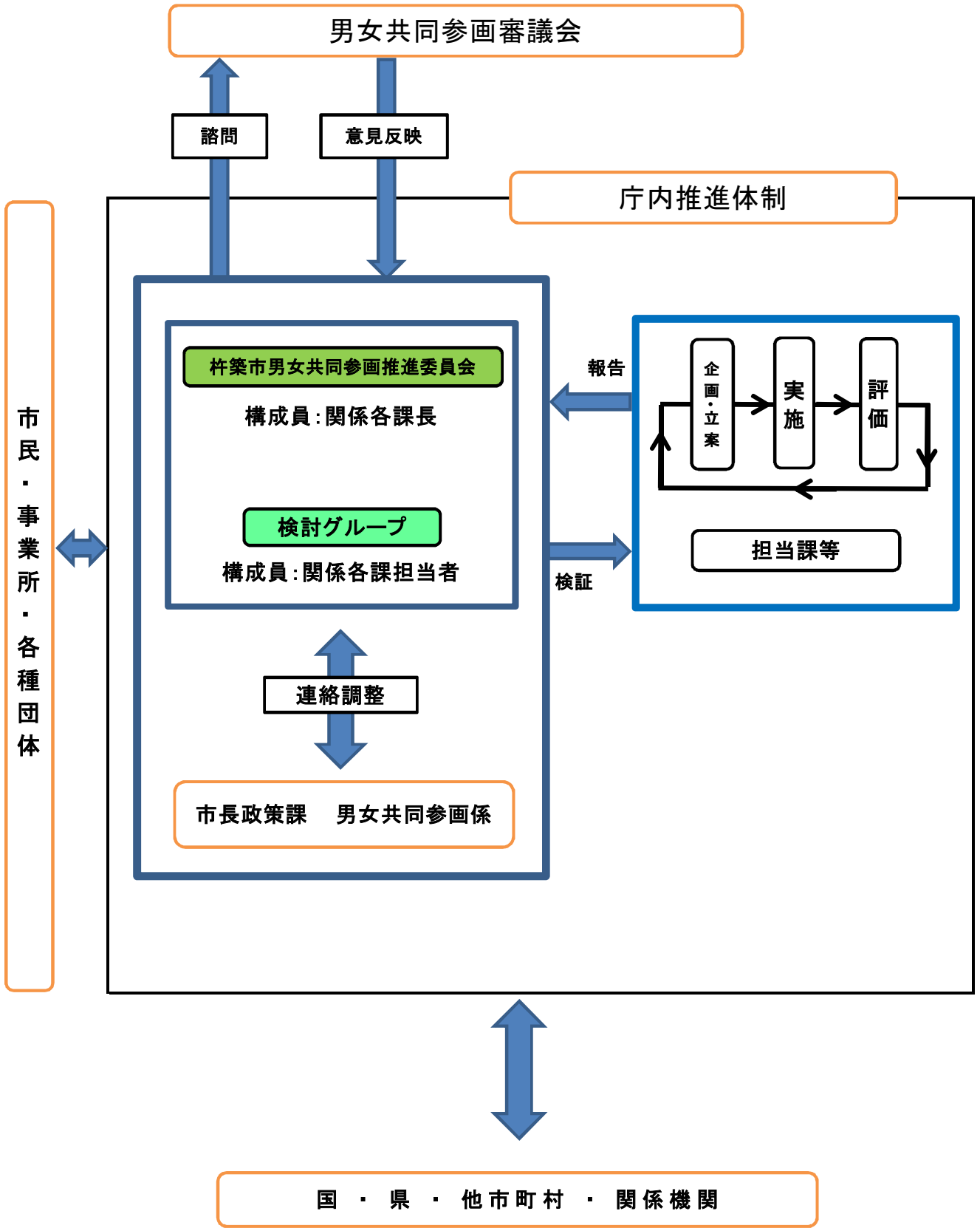
### 2 市民、事業所、各種団体、関係機関との連携・協力

男女共同参画プランを推進していくために、市民、事業所、各種団体等と協力して取り組むと共に、国、県等関係機関と連携を図りながら男女共同参画を推進します。

### 3 プランの進捗状況の調査・確認・評価

プランの着実な推進を図るため、プランの進捗状況や関連施策の実施状況を把握し、翌年度の事業計画等に反映できるように取り組みます。

# 男女共同参画の推進体制



## 施策の数値目標

本市における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するため、数値目標を設定しました。

数値目標については、今年度、実施した市民意識調査から得られた現状数値を基準に、平成29年度までの目標値を設定しています。

今後は、各項目ごとの現状値を確認しながら、定期的に市民意識調査を実施し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを図っていきます。

	項 目	現状値 (24年度)	目標値 (29年度)
1	男女共同参画という言葉や言葉の意味を知っている人の割合	77.3%	100.0%
2	男は仕事、女は家庭という考え方に同感しない人の割合	50.8%	70.0% 以上
3	地域活動や社会活動において男女の地位が平等と感じる人の割合	33.3%	50.0% 以上
4	DV被害を受けた人のうち、相談した人の割合	46.4%	70.0% 以上
5	各種審議会等における女性委員の割合	22.7%	40.0% 以上
6	女性委員のいない審議会等の割合	25.9%	0.0%